利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			377,352,116
当期総利益		377,352,116	
Ⅱ　利益処分額			
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究・組織運営改善充実積立金	377,352,116	377,352,116	377,352,116

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．国立大学法人会計基準の適用

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表を作成しております。

２．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

文部科学省が指定する特殊要因経費に充当される運営費交付金　・・・　費用進行基準

文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）に充当される運営費交付金　・・・　業務達成基準

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　８年～47年

構築物　10年～60年

工具器具備品　３年～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

また、上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金を計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

売買目的有価証券　時価法

その他有価証券　時価法（評価損益は純資産直入法により処理しております。ただし、寄附により取得した株式については、評価損益を寄附金債務に計上しております。）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　最終仕入原価法

８．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係・損益計算書関係

１．賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、447,493,955円であります。

２．退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、4,987,332,036円であります。

３．投資有価証券

投資有価証券のうち、740,000,000円は篤志家から現物寄附をいただいた株式であります。

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	2,433,523,186円
定期預金	0円
資金期末残高	2,433,523,186円

２．重要な非資金取引の内容

現物寄附等の受入による資産の取得

工具器具備品	57,339,370円
図書	4,278,040円
特許権	8円

Ⅳ．資本剰余金を減額したコスト等に関する注記関係

退職給付引当増加相当額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分　△ 6,601,219円

Ⅴ．減損関係

１．減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

⑴　固定資産が使用されている業務の実績が著しく低下した資産　（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿価額
部室	建物	陽東地区（宇都宮市陽東７－１－２）	353,056

⑵　認められた減損の兆候の概要

部活動の廃部により使用されない期間が続き、稼働率が一時的に著しく低下したため、減損の兆候があると判断しております。

⑶　減損の認識に至らないとした根拠

一時的な稼働率の低下であり、将来の使用見込みが客観的に存在しています。